

大蔵省銀行局内
金融法規研究会 監修

金融小六法

昭和**61**年版

学陽書房

金融小六法

[昭和61年版]

定価3600円

昭和33年1月25日 初版発行
昭和60年11月1日 61年版発行

不許
複製

監修者 大蔵省銀行局内
金融法規研究会
編集 学陽書房編集部
発行者 小林泰輔

発行所 学陽書房

(営業) 東京都千代田区富士見1-7-5
(編集) 東京都新宿区市谷麩王寺町26
振替・東京7-84240 TEL (261)1111



printed in Japan

みどり工芸社・晩印刷

ISBN4-313-00661-3 C2032 ¥3600E

推せんのことば

我が国経済社会をめぐる環境の著しい変化に対応して、金融面においても各国経済との相互依存の深まりから国際化が進み、また、このような金融の国際化や大量の国債発行を背景とした公社債市場の拡大等により金融・資本市場において漸次、自由化・弾力化措置が講じられてきた。さらに、技術革新の進展及びそれと結びついた新しい金融サービスの出現等の構造的変化もみられてきている。

このような経済・社会情勢の変化の中で、金融関係諸法の基本法ともいえるべき銀行法が、五十六年六月半世紀ぶりに全面改正されたことをはじめとして、各種金融関係法令の改正が行われたことは記憶に新しい。

今回、「金融小六法」がその後の改正法をも織り込んだ最新版を発刊する運びとなつたことは、まことに喜ばしいかぎりである。

本書が金融界の方々をはじめとして広く金融に関心を有する方々に活用され、金融関係法令についての知識の普及と正しい理解の一助となることができれば幸いである。

昭和六十年十月

大蔵省銀行局長

吉田正輝

監修のことば

「金融小六法」は、昭和三十三年に初版が刊行されて以来、実務家や学習者等金融関係者によつて常時座右において愛用され、その定評を確立してきた。

金融・経済環境の変化に応じて、金融関係法令の改廃は毎年行われており、各方面から改版の要望が強く寄せられてきた。

このたび学陽書房が最近の法令を収録した昭和六十一年版を発刊する運びとなつたことは、まことに喜びにたえない。

この小六法が広く関係者の方々に活用され、金融についての理解がより深まることを希望する次第である。

昭和六十年十月

大蔵省銀行局金融法規研究会

大蔵省銀行局
調査課長 内田輝紀

は し が き ——— 昭和六十一年版の発刊について ———

ここに〈金融小六法 昭和六十一年版〉をお届けすることになりました。

本年版におきましては、「株券等の保管及び振替に関する法律施行規則」の他政令一件、告示二件を新たに収録するとともに、前年度版発刊以降の改正法令七十九件をすべて加除訂正、最新の内容とし、実務に役立つ金融関係法令集としての一層の充実を期しました。

本書は、創刊以来二十七年、関係者のご要望に応えるべく改善に努めて参りましたが、もとより膨大な金融関係の諸法令をこのようなコンパクトな小冊子に完全収録することは、きわめて困難なことであります。不備な点は、さらに法令の精選等、今後新たに検討を加えつつ、かつ、読者各位のご助言・ご批判をいかして、一層の改善と充実に努めていきたいと存じます。

終わりに、本書の編集にあたり、大蔵省銀行局内田輝紀調査課長をはじめとする銀行局各課各位の懇切なご指導とご校閲を頂きましたことを記して、深く感謝いたします。

昭和六十年十月

学陽書房編集部

凡 例

●本書の目的 本書は、広汎な金融機関、官公署その他の実務担当者のために、最新・正確な法令集として十分役立つよう編さんした。

●収録法令・業務方法書・通達 収録法令等は、本書の目的に従つて吟味選択し、計二四六件を収録した。

●内容現在 内容は、原則として昭和六十年九月十五日をもつて加除訂正した。

●分類 金融乃至金融制度の体系的把握に資するため、「第一編 金融機関」、「第二編 金融」に大別した。

すなわち、「金融機関編」は、金融機関の機能、形態に従つて組織的に分類し、特別銀行、銀行、長期信用銀行、信託、外国為替銀行、相互銀行、信用金庫、労働金庫、組合金融機関、公庫、信用保証及び保険、保険会社、預金保険、合併転換、証券及び投資信託の十五章に分類し、「金融編」は、金利等、準備預金、貯蓄、貸金業者・短資業者等、抵当証券、財政投融资、関係法令の七章に分けた。

●検索方法 収録法令等の所在頁を知るためには表見返しの「総目次」を、五十音順による検索のためには裏見返しの「法令名索引」を、部門別には編別の「細目次」を利用されたい。

●公布・施行期日・改正 各法令の公布年月日及び法令番号は、各法令の題名の下に示し、次に最終改正年月日及びその法令番号を掲げた。

●条文見出し 法令自体に条文見出しのついていないものにも事項見出しをつけ、これには「一」を附して、法令自体に附してある「一」の見出しと区別した。

●項番号 項数の附されていない法令にあつては、検出の便宜上、編集者においてそれぞれ①②③の項数を附し、法令自体に附してある123の項数と区別した。

●附則 基本法令については主要な附則を掲げた。その他については、公布時及び最終改正時の附則を抄録した。

●略語 本書に使用した略語は次の通りである。

法 勅 勅令
法律 勅令

政令 政令

大蔵令 大蔵省令

大蔵・建設令 大蔵省・建設省令

公取規 公正取引委員会規則

大蔵告 大蔵省告示

大蔵・通産告 大蔵省・通商産業省告示

總目次

第一編 金融機関

第一 特別銀行

●日本銀行法	5
●日本銀行法施行令	10
●日本輸出入銀行法	12
●日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律	19
●日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律第四条第二項の規定による特別勘定の利益金の処分の特例に関する政令	19
●日本開発銀行法	20
●日本開発銀行業務方法書	28
第二 銀行	
●銀行法	31
●銀行法の施行期日を定める政令	42
●銀行法施行令	42
●銀行法施行規則	47
●銀行の営業所の所在地における一般の休日と当たる日	87
●大蔵大臣の許可可等の職権の特例を定める日	87

第三 長期信用銀行

●銀行法施行令第十七条第一項から第三項までの規定を適用しない大蔵大臣の権限を定める件	87
●銀行法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について(その一)	88
●銀行法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について(その二)	89
●普通銀行ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律	90
●信託兼営銀行の同一人に対する信用の供与に関する政令	91
●普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	92
●信託兼営銀行の同一人に対する信用の供与に関する政令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について	92
●長期信用銀行法	107
●長期信用銀行法施行令	112
●長期信用銀行法施行規則	114
●長期信用銀行の営業所の所在地における一般の休日と当たる日	119
●長期信用銀行法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について	120
第四 信託	
●信託業法	121
●信託業法施行細則	126
●貸付信託法	123
●貸付信託法第十四条の規定により積み立てる特別留保金の限度及び積立の方	121

第五 外国為替銀行

●信託法	128
●担保附社債信託法	129
●担保附社債信託法施行細則	142
●外国為替銀行法	145
●外国為替銀行法施行令	150
●外国為替銀行法施行規則	152
●外国為替銀行の営業所の所在地における一般の休日と当たる日	157
●外国為替銀行法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について	157
●外国為替及び外国貿易管理法	158
第六 相互銀行	
●相互銀行法	170
●相互銀行法施行令	176
●相互銀行法施行規則	175
●相互銀行の預金の支払準備として認められる国債、地方債以外の有価証券を指定する件	205
●定期性預金の範囲を指定する件	205
●相互銀行の資本の額が六億円以上であることを要する市を指定する件	205
●相互銀行法施行令第六條第一項から第三項までの規定を適用しない大蔵大臣の権限を指定する件	206
●相互銀行の業務の種類及び方法書例	211
●無尽業法	214
●無尽業法施行細則	206

●無尽業法第二十一条ノハノ規定ニ依ル
登記二関スル件……………218

第七 信用金庫

●信用金庫法……………219

●信用金庫法施行令……………232

●信用金庫法施行規則……………235

●信用金庫が会員以外の者に対して行う
資金の貸付け等に関する期間及び金額
を指定する件……………252

●信用金庫及び信用金庫連合会が業務の
代理を行うことができる者を指定する
件……………252

●信用金庫の出資の総額が一億円以上で
あることを要する市を指定する件……………253

●信用金庫法施行令第十条第一項から第
三項までの規定を適用しない大蔵大臣
の権限を指定する件……………253

●信用金庫法施行令第八条第一項第五号
に規定する法人を指定する等の件……………254

●勤労者に居住環境の良好な集団住宅及
びその用に供する宅地を供給する事業
等の事業を行つてゐる法人で大蔵大臣
の定めるものを定める件……………254

第八 労働金庫

●労働金庫法……………257

●労働金庫法施行令……………271

●労働金庫法施行規則……………274

●労働金庫及び労働金庫連合会が業務の
代理を行うことができる者を指定する
等の件……………278

●労働金庫の出資の総額が一億円以上で
あることを要する市を指定する等の件……………278

第九 組合金融機関

一 中小企業関係

●商工組合中央金庫法……………282

●商工債券令……………289

●商工組合中央金庫が営むことができる
附属団体及びその構成員以外の者に対
する貸付け等の業務の範囲を定める政
令……………290

●商工組合中央金庫法施行規則……………290

●商上債券若しくは国債等又は預金を担
保とする貸付けの同一人に対する限定
額を定める件……………293

●中小企業等協同組合法……………294

●中小企業等協同組合法施行令……………316

●中小企業等協同組合法施行規則……………319

●中小企業等協同組合法第七条第二項の
規定による届出に関する規則……………324

●協同組合による金融事業に関する法律
施行令……………327

●信用協同組合が取得することができる
有価証券を指定する告示……………329

●信用協同組合の出資の総額が一千万円
以上であることを要する市を指定する
件……………329

●中小企業等協同組合法の規定に基づき
信用協同組合及び信用協同組合連合会
が業務の代理を行なうことができる者……………329

●を指定する件……………330

二 農林漁業関係

●農林中央金庫法……………331

●農林債券令……………335

●農林中央金庫法施行規則……………336

●農業協同組合法……………338

●農業協同組合法施行令……………360

●農業協同組合法第九十八条の主務大臣
を定める政令……………361

●農業協同組合法第九十八条の規定によ
る主務大臣の権限の一部を委任する政
令……………361

●農業協同組合法第十条第五号に
基づき主務大臣の指定する金融機関等
を定める告示……………362

●農業協同組合法第十条第九項に基づき
主務大臣の指定する農業協同組合連合
会を定める告示……………362

●農業協同組合財務処理基準令……………363

●農業協同組合財務処理基準令に基づき
主務大臣の指定する資金等を定める告
示……………366

●農業協同組合財務処理基準令に基づき
主務大臣の指定する貸付金の額を定め
る告示……………365

●農業協同組合財務処理基準令に基づき
主務大臣の指定する資産を定める告示……………365

●農業協同組合財務処理基準令に基づき
主務大臣の指定する金融機関を定める
告示……………366

告示..... 366

●農業協同組合財務処理基準令に基づき
主務大臣の指定する債券を定める告示..... 366

●農業協同組合財務処理基準令に基づき
主務大臣の指定する有価証券及び団体
を定める告示..... 367

●農業協同組合財務処理基準令に基づき
主務大臣が定める基準等を定める告示..... 367

●農業協同組合財務処理基準令に基づき
主務大臣の指定する株式を定める告示..... 367

●水産業協同組合（抄）..... 368

●水産業協同組合の施行等に関する政
令（抄）..... 383

●水産業協同組合法第二百一十七条の規定
による主務大臣の権限の一部を委任す
る政令..... 384

●水産業協同組合の払込済みの出資の額
に応じてする剰余金配当の限度を定め
る政令..... 384

●水産業協同組合財務処理基準令..... 384

●水産業協同組合財務処理基準令に基づ
き主務大臣の指定する払込済出資金を
定める告示..... 385

●水産業協同組合財務処理基準令に基づ
き主務大臣の指定する金融機関を定め
る告示..... 386

●水産業協同組合に基づき主務大臣の
指定する金融機関等を定める告示..... 386

第十 公庫

一 国民金融公庫

●国民金融公庫法..... 387

●国民金融公庫による進学資金の小口貸
付に係る教育施設を定める政令..... 390

●国民金融公庫が行う恩給担保金融に関
する法律..... 393

●国民金融公庫業務方法書..... 391

二 住宅金融公庫

●住宅金融公庫法..... 395

●住宅金融公庫法施行令..... 413

●住宅地債券、特別住宅債券及び宅地
債券令..... 424

●住宅金融公庫法施行規則..... 426

●住宅金融公庫業務方法書..... 437

●産業労働者住宅資金金融通法..... 441

●産業労働者住宅資金金融通法施行規則..... 443

●産業労働者住宅資金金融通法の規定に基
づき、主務大臣の定める中小規模の事
業及び主務大臣の定める業種の事業等
を定める等の告示..... 444

●住宅金融公庫産業労働者住宅資金金融通
業務方法書..... 445

●住宅金融公庫勤労者財産形成持家融資
業務方法書..... 447

三 農林漁業金融公庫

●農林漁業金融公庫法..... 449

●農林漁業金融公庫法施行令..... 456

●農林漁業金融公庫業務方法書..... 456

四 中小企業金融公庫

●中小企業金融公庫法..... 468

●中小企業金融公庫法施行令..... 471

●中小企業金融公庫業務方法書..... 473

五 北海道東北開発公庫

●北海道東北開発公庫法..... 475

●北海道東北開発公庫法施行令..... 478

●北海道東北開発公庫法に基づき、産業の
振興開発のため特に必要な事業として
指定する告示等..... 480

●北海道東北開発公庫業務方法書..... 480

六 公営企業金融公庫

●公営企業金融公庫法..... 483

●公営企業金融公庫法施行令..... 487

●公営企業金融公庫業務方法書..... 489

七 中小企業信用保険公庫

●中小企業信用保険公庫法..... 492

●中小企業信用保険公庫法施行令..... 495

●中小企業信用保険公庫中小企業信用保
険・貸付業務方法書..... 496

八 環境衛生金融公庫

●環境衛生金融公庫法..... 500

●環境衛生金融公庫法施行令..... 503

●環境衛生金融公庫法第十九条第二項第
二号の基準を定める省令..... 504

●環境衛生金融公庫法第二十条第二項第二
号の基準を定める省令..... 504

●環境衛生金融公庫業務方法書..... 505

●環境衛生金融公庫業務方法書..... 505

九 沖縄振興開発金融公庫

●沖縄振興開発金融公庫法..... 508

●沖縄振興開発金融公庫法施行令..... 513

●沖縄振興開発金融公庫法施行規則..... 519

●沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条
第一号の規定に基づき主務大臣の指定
する告示..... 529

十 その他

●公庫の予算及び決算に関する法律..... 531

● 公庫の子算及び決算に関する法律施行令 533

● 公庫の国庫納付金に関する政令 534

第十一 信用保証及び保険

一 信用保証

● 信用保証協合法 536

● 信用保証協合法施行令 540

● 信用保証協合法施行規則（抄） 541

二 信用保険

● 中小企業信用保険法 543

● 中小企業信用保険法施行令 549

● 機械類信用保険法 551

三 住宅融資保険

● 住宅融資保険法 555

● 住宅融資保険の保険料の率を定める政令 556

● 住宅金融公庫住宅融資保険業務方法書 557

四 農業信用保証保険

● 農業近代化資金助成法 558

● 農業信用保証保険法 559

● 農業信用保証保険法施行令 570

● 農業信用保証保険法施行規則 572

五 特定産業信用基金

● 特定産業構造改善臨時措置法 573

● 特定産業構造改善臨時措置法施行令 581

第十二 保険会社

● 保険業法 583

● 保険業法施行令 600

● 保険業法施行規則 600

● 外国保険事業者に関する法律 608

● 外国保険事業者に関する法律施行規則 613

● 保険募集の取締に関する法律 616

● 保険募集の取締に関する法律施行規則 620

● 保険募集の取締に関する法律による登録手数料に関する政令 621

● 保険募集の取締に関する法律施行規則の規定により預金又は貯金する場合を指定 621

● 損害保険料率算出団体に関する法律 622

● 損害保険料率に係る審査の手続の特例に関する政令 626

● 特別損害保険料率に係る保険の目的の範囲及び損害保険料率の周知等に関する省令 627

● 自動車損害賠償保障法 628

● 自動車損害賠償保障法施行令 639

● 自動車損害賠償保障法施行規則 644

● 自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令 648

● 地震保険に関する法律 651

● 地震保険に関する法律施行令 653

● 地震保険に関する法律施行規則 655

● 預金保険法 655

● 預金保険法施行令 660

● 預金保険法施行規則 662

● 預金保険機構が保有することができ指定有価証券及び預金をすることのできる指定金融機関等を指定する件 664

● 預金保険機構業務方法書 664

第十三 預金保険

第十四 合併転換

● 農水産業協同組合貯金保険法 675

● 農水産業協同組合貯金保険法施行令 676

● 農水産業協同組合貯金保険法施行規則 678

● 金融機関の合併及び転換に関する法律 687

● 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令 684

● 金融機関の合併及び転換の手続に関する省令 687

第十五 証券及び投資信託

● 証券取引法 729

● 証券取引法施行令 722

● 銀行等の証券業務に関する省令 730

● 銀行等の証券業務に関する業務内容方法書 732

● 証券投資信託法 740

● 外国証券業者に関する法律 732

第二編 金融

第一 金利等

● 臨時金利調整法 749

● 臨時金利調整法に基づく金融機関の金利の最高限度に関する件 750

● 臨時金利調整法に基づく勤労者財産形 750

成年金貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度について……………750

市場金利連動型預金又は市場金利連動型貯金に係る金融機関の金利の最高限度に関する件……………751

金融機関の預金利率に対する規制の緩和等について……………751

昭和五十九年一月四日以降のガイドラインとしての金融機関の預金利率および定期積金利回……………752

利息制限法……………753

預金等に係る不当契約の取締に関する法律……………753

第二 準備預金

準備預金制度に関する法律……………756

準備預金制度に関する法律施行令……………756

指定金融機関の日本銀行預け金の額が不足する場合における日本銀行の政府に対する納付金の納付手続に関する省令……………758

準備預金制度に関する法律施行令に基づき、大蔵大臣の指定する外貨預金等に係る債務及び外貨預金等に係る指定勘定の区別を定める告示……………759

準備預金制度の準備率に関する公告……………759

第三 貯蓄

納税貯蓄組合法……………761

納税貯蓄組合法施行令……………762

勤労者財産形成促進法……………764

勤労者財産形成促進法施行令……………779

所得税法(抄)……………798

所得税法施行令(抄)……………807

第四 貸金業者・短資業者等

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律……………813

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律附則第九項第一号に規定する小規模のものを定める省令……………816

貸金業の規制等に関する法律……………828

貸金業の規制等に関する法律施行令……………827

貸金業の規制等に関する法律施行規則……………827

貸金業の規制等に関する法律施行令第一案第三号の規定に基づき短資業者を指定する件……………841

貸金業の規制等に関する法律施行令第一案第四号の規定に基づき住宅金融公社を指定する件……………841

貸金業の規制等に関する法律施行令第一案第五号の規定に基づき代行会社を指定する件……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

無限連鎖講の防止に関する法律……………842

第六 財政投融资

郵便貯金法……………864

郵便貯金法施行令……………862

資金運用部資金法……………854

第七 関係法令

大蔵省組織令(抄)……………869

金融制度調査会設置法……………867

商法(抄)……………867

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)……………877

株式会社の監査等に関する商法の特別に関する法律……………877

株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則……………887

株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則……………892

株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則の特例に関する省令……………897

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

株券等の保管及び振替に関する法律……………905

附 録

金融機関組織図……………915

主要金融機関別資本金、店舗数一覽表……………914

第一編 金融機関

— 細目次 —

第一 特別銀行

● 日本銀行法……………5

● 日本銀行法施行令……………10

● 日本輸出入銀行法……………12

● 日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律……………19

● 日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律第四条第一項の規定による特別勘定の利益金の処分の特例に関する政令……………19

● 日本開発銀行法……………20

● 日本開発銀行業務方法書……………28

第二 銀行

● 銀行法……………31

● 銀行法の施行期日を定める政令……………42

● 銀行法施行令……………42

● 銀行法施行規則……………47

● 銀行の営業所の所在地における一般の休日となる日である日である当該営業所の休日とする日を定める件……………87

● 大蔵大臣の許認可等の職権の特例を定める省令……………87

● 銀行法施行令第十七条第一項から第三項までの規定を適用しない大蔵大臣の権限を定める件……………88

● 銀行法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について（その一）……………89

● 銀行法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について（その二）……………90

● 普通銀行ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律……………91

● 信託兼営銀行の同一人に対する信用の供与に関する政令……………92

● 普通銀行の信託業務の兼営等に関する法……………92

律施行規則

92

● 信託兼営銀行の同一人に対する信用の供与に関する政令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について

107

第三 長期信用銀行

● 長期信用銀行法

108

● 長期信用銀行法施行令

112

● 長期信用銀行法施行規則

114

● 長期信用銀行の営業所の所在地における一般の休日に関する政令等に基づき大蔵大臣が定める事項について

119

● 長期信用銀行法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について

120

第四 信託

● 信託業法

121

● 信託業法施行規則

124

● 貸付信託法

126

● 貸付信託法第十四条の規定により積み立てる特別留保金の限度及び積立の方法に関する政令

128

● 信託法

129

● 担保附社債信託法

133

● 担保附社債信託法施行細則

142

第五 外国為替銀行

● 外国為替銀行法

145

● 外国為替銀行法施行令

150

● 外国為替銀行法施行規則

152

● 外国為替銀行の営業所の所在地における一般の休日に関する政令等に基づき大蔵大臣が定める事項について

157

● 外国為替銀行法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について

158

第六 相互銀行

● 相互銀行法

170

● 相互銀行法施行規則

175

● 相互銀行の預金の支払準備として認められる国債、地方債以外の有価証券を指定する件

176

● 定期性預金の範囲を指定する件

205

● 相互銀行の資本の額が六億円以上であることを要する市を指定する件

205

● 相互銀行法施行令第六條第一項から第三項までの規定を適用しない大蔵大臣の権限を指定する件

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

● 相互銀行の業務の種類及び方法書列

206

第七 信用金庫

● 信用金庫法

219

● 信用金庫法施行令

232

● 信用金庫法施行規則

235

● 信用金庫が会員以外の者に対して行う資金の貸付け等に関する期間及び金額を指定する件

252

● 信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理を行うことができる者を指定する件

252

● 信用金庫の出資の総額が一億円以上であることを要する市を指定する件

253

● 信用金庫法施行令第十條第一項から第三項までの規定を適用しない大蔵大臣の権限を指定する件

253

● 信用金庫法施行令第八條第一項第五号に規定する法人を指定する等の件

254

● 勤労者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給する事業等の事業を行うている法人で大蔵大臣の定めるものを定める件

254

● 信用金庫業務方法書列

254

第八 労働金庫

● 労働金庫法

257

● 労働金庫法施行令

271

● 労働金庫法施行規則

274

● 労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理を行うことができる者を指定する等の件

278

● 労働金庫の出資の総額が一億円以上であることを要する市を指定する等の件

278

● 労働金庫が会員以外の者に対して行う資金の貸付けに関する金額を定める件

278

● 労働金庫業務方法書列

279

第九 組合金融機関

● 中小企業関係

282

● 商工組合中央金庫法

282

● 商工債券令

289

● 商工組合中央金庫法施行令

290

● 商工組合中央金庫法施行規則

290

● 商工債券若しくは国債等又は預金を担保とする貸付けの同一人に対する限度額を定める件

293

● 中小企業等協同組合法

294

● 中小企業等協同組合法施行令

316

● 中小企業等協同組合法施行規則

319

● 中小企業等協同組合法第七條第三項の規定による届出に関する規則

324

● 協同組合による金融事業に関する法律

325

●協同組合による金融事業に関する法律施行令……………327

●信用協同組合が取得することができ有価証券を指定する告示……………329

●信用協同組合の出資の総額が二千万円以下であることを要する市を指定する件……………329

●中小企業等協同組合法の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理を行なうことができる者を指定する件……………330

●中小企業等協同組合法施行令第一条の二第二号に規定する法人を指定する件……………330

●信用協同組合が組合員以外の者に対して行う資金の貸付け及び手形の割引に関する金額を定める件……………330

二 農林漁業関係

●農林中央金庫法……………331

●農林債券令……………335

●農林中央金庫法施行規則……………336

●農業協同組合法……………338

●農業協同組合法施行令……………360

●農業協同組合法第九十八条の主務大臣を定める政令……………361

●農業協同組合法第九十八条の規定による主務大臣の権限の一部を委任する政令……………361

●農業協同組合法第十條第八項第五号に基づき主務大臣の指定する金融機関等を定める告示……………362

●農業協同組合法第十條第九項に基づき主務大臣の指定する農業協同組合連合会を定める告示……………362

●農業協同組合財務処理基準令……………363

●農業協同組合財務処理基準令に基づき主務大臣の指定する資金等を定める告示……………365

●農業協同組合財務処理基準令に基づき主務大臣の指定する資産を定める告示……………365

●農業協同組合財務処理基準令に基づき主務大臣の指定する金融機関を定める告示……………366

●農業協同組合財務処理基準令に基づき主務大臣の指定する債券を定める告示……………366

●農業協同組合財務処理基準令に基づき主務大臣の指定する有価証券及び団体を定める告示……………367

●農業協同組合財務処理基準令に基づき主務大臣が定める基準等を定める告示……………367

●農業協同組合財務処理基準令に基づき主務大臣の指定する株式を定める告示……………367

●水産業協同組合法（抄）……………368

●水産業協同組合法の施行等に関する政令（抄）……………383

●水産業協同組合法第二百一七条の規定による主務大臣の権限の一部を委任する政令……………384

●水産業協同組合の払込済みの出資の額に応じする剰余金配当の限度を定める政令……………384

●水産業協同組合財務処理基準令……………384

●水産業協同組合財務処理基準令に基づき主務大臣の指定する払込済出資金を定める告示……………385

●水産業協同組合財務処理基準令に基づき主務大臣の指定する金融機関を定める告示……………386

●水産業協同組合法に基づき主務大臣の指定する金融機関等を定める告示……………386

第十 公 庫……………387

一 国民金融公庫……………387

●国民金融公庫による進学資金の小口貸付けに係る教育施設を定める政令……………390

●国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律……………391

●国民金融公庫業務方法書……………393

二 住宅金融公庫……………393

●住宅金融公庫法……………413

●住宅金融公庫法施行令……………413

●住宅金融公庫法施行令……………413

●住宅金融公庫法施行令……………413

●住宅金融公庫法施行令……………413

●住宅金融公庫法施行令……………413

●住宅金融公庫法施行令……………413

●住宅金融公庫法施行令……………413

●住宅金融公庫法施行令……………413

●住宅金融公庫法施行令……………413

●住宅金融公庫法施行令……………413

●住宅金融公庫法施行令……………413

●住宅金融公庫法施行令……………413

●住宅金融公庫法施行令……………413

●北海道東北開発公庫業務方法書……………480

●六 公営企業金融公庫……………483

●公営企業金融公庫法……………483

●公営企業金融公庫業務方法書……………483

●七 中小企業信用保険公庫……………489

●中小企業信用保険公庫法……………489

●中小企業信用保険公庫法施行令……………492

●中小企業信用保険公庫中小企業信用保険

・貸付業務方法書……………496

●八 環境衛生金融公庫……………500

●環境衛生金融公庫法……………500

●環境衛生金融公庫法施行令……………503

●環境衛生金融公庫法第十九条第一項第二

号の基準を定める省令……………504

●環境衛生金融公庫法第二十一条第二号

の基準を定める省令……………504

●環境衛生金融公庫業務方法書……………505

●九 沖縄振興開発金融公庫……………508

●沖縄振興開発金融公庫法……………513

●沖縄振興開発金融公庫法施行令……………519

●沖縄振興開発金融公庫法施行規則……………519

●沖縄振興開発金融公庫法施行令第二

号の規定に基づき主務大臣の指定する

告示……………529

●十 その他……………529

●公庫の予算及び決算に関する法律……………531

●公庫の予算及び決算に関する法律施行令……………534

●公庫の国庫納付金に関する政令……………534

●第十一 信用保証及び保険……………536

一 信用保証……………536

●信用保証協会法……………540

●信用保証協会法施行令……………540

●信用保証協会法施行規則（抄）……………541

二 信用保険……………543

●中小企業信用保険法……………543

●中小企業信用保険法施行令……………549

●機械類信用保険法……………551

●三 住宅融資保険……………555

●住宅融資保険法……………555

●住宅融資保険の保険料の率を定める政令……………556

●住宅金融公庫住宅融資保険業務方法書……………557

●四 農業信用保証保険……………558

●農業近代化資金助成法……………558

●農業信用保証保険法……………559

●農業信用保証保険法施行令……………570

●農業信用保証保険法施行規則……………572

●五 特定産業信用基金……………573

●特定産業構造改善臨時措置法……………581

●特定産業構造改善臨時措置法施行令……………581

●第十二 保険会社……………583

●保険業法……………583

●保険業法施行令……………600

●保険業法施行規則……………600

●外国保険事業者に関する法律……………608

●外国保険事業者に関する法律施行規則……………613

●保険募集の取締に関する法律……………616

●保険募集の取締に関する法律施行規則……………620

●保険募集の取締に関する法律による登録

手数料に関する政令……………621

●保険募集の取締に関する法律施行規則の

規定により預金又は貯金する場合を指定……………621

●損害保険料率算出団体に関する法律……………622

●損害保険料率に係る審査の手続の特例に

関する政令……………626

●特別損害保険料率に係る保険の目的の範

囲及び損害保険料率の周知等に関する省

令……………627

●自動車損害賠償保障法……………628

●自動車損害賠償保障法施行令……………639

●自動車損害賠償保障法施行規則……………644

●自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額

を定める政令……………648

●地震保険に関する法律……………651

●地震保険に関する法律施行令……………651

●地震保険に関する法律施行規則……………653

●第十三 預金保険……………655

●預金保険法……………655

●預金保険法施行令……………660

●預金保険法施行規則……………662

●預金保険機構が保有することができると

指定金融機関等に関する法律……………664

●預金保険機構業務方法書……………664

●預金保険機構組合貯金保険法……………666

●農水産業協同組合貯金保険法……………675

●農水産業協同組合貯金保険法施行令……………675

●第十四 合併・転換……………678

●金融機関の合併及び転換に関する法律……………678

●金融機関の合併及び転換に関する法律施

行令……………684

●金融機関の合併及び転換の手続に関する

省令……………687

●第十五 証券及び投資信託……………689

●証券取引法……………689

●証券取引法施行令……………722

●銀行等の証券業務に関する省令……………729

●銀行等の証券業務に関する業務内容方法

書……………730

●証券投資信託法……………732

●証券投資信託法……………732

●外国証券業者に関する法律……………740

第一 特別銀行

○日本銀行法

昭一七・二・四
法 六 七

最終改正 昭四七・五・一 法三

目次（略）

第一章 総則

（目的及び法人格）

第一条 日本銀行ハ国家経済總力ノ適切ナル發揮ヲ図ル為國家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節 金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス

② 日本銀行ハ法人トス

（使命）

第二条 日本銀行ハ専ラ国家目的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラルベシ

（取扱事務）

第三条 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ通貨及金融ニ関スル国ノ事務ヲ取扱フモノトス

② 前項ノ事務ノ取扱ニ要スル経費ハ法令ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ノ負担トス

（營業所及び業務の代理）

第四条 日本銀行ハ本店ヲ東京市ニ置ク

② 日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ支店若ハ出張所ヲ設置シ又ハ主務大臣ノ指定スル者ヲシテ業務

ノ一部ヲ代理セシムルコトヲ得

（資本金）

第五条 日本銀行ノ資本金ハ一億円トシ之ヲ百万円ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百万トス

② 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ五千五百万円ヲ日本銀行ニ出資スベシ

第六条 削除

（出資証券）

第七条 日本銀行ハ出資ニ対シ出資証券ヲ發行ス

② 前項ノ出資証券ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（持分の譲渡）

第八条 出資者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ持分ヲ譲渡スコトヲ得

（定款）

第九条 日本銀行ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的

二 名称

三 本店、支店及出張所ノ所在地

四 資本金額、出資及資産ニ関スル事項

四ノ二 政策委員會ニ関スル事項

五 役員ニ関スル事項

六 業務及其ノ執行ニ関スル事項

七 銀行券ノ發行ニ関スル事項

八 事業年度

九 經理ニ関スル事項

十 公告ノ方法

② 定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

（登記）

第十条 日本銀行ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ為スコ

トヲ要ス

② 前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十一条 削除

（解散）

第十二条 日本銀行ニ付解散ヲ必要トスル事由発生シタル場合ニ於テ其ノ処置ニ関シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

② 日本銀行ノ解散シタル場合ニ於テ払込資本金額ヲ超ユル残余財産ハ国庫ニ帰属ス

（法人の規定の準用）

第十三条 民法第四十四条、第五十条、第五十四条及第五十七条並ニ非訟事件手続法第二十五条第一項ノ規定ハ日本銀行ニ之ヲ準用ス

第二章ノ二 政策委員會

（任務）

第十三条ノ二 日本銀行ニ政策委員會ヲ置ク政策委員會ハ第十三条ノ三第二号ニ規定スル日本銀行ノ業務ノ運営、中央銀行トシテ日本銀行ノ機能及他ノ金融機關トノ契約關係ニ関スル基本的ナル通貨信用ノ調節其ノ他ノ金融政策ヲ國民經濟ノ要請ニ適合スル如ク作成シ指示シ又ハ監督スルコトヲ任務トス

（権限）

第十三条ノ三 政策委員會ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 第三章ニ規定スル職員ニ依リ行ハル日本銀行ノ業務ノ運営ニ関スル基本方針ノ決定

二 第十三条第一号ノ割引率及同条第二号ノ貸付利率ノ決定及變更

三 第十三条第一号ノ規定ニ依リ日本銀行ノ割引手形ノ種類及条件並ニ同条第一号ノ規定ニ依リ日本銀